

令和2年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部障害福祉課
評価対象期間	R2.4.1 ~ R3.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立陽光園
	所在地	美濃市立花1155-5
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	H28.4.1 ~ R3.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、身体障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者に係るものを除く。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
H30	1,997
R1	2,070
R2	1,971

3 令和2年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	383,752
利用料金	381,318
指定管理料	0
そ の 他	2,434
支 出 計	375,409
人 件 費	274,110
施設管理費	33,263
そ の 他	68,036
差 引	8,343
納 付 金	—

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・短期入所利用者に対応する職員の充足を引き続き進めること。	・ハローワークを中心に職員の募集に努めていますが、介護職離れや立地条件等により、なかなか雇用に至らない状況が続いています。職員不足により、利用者の支援に支障を来たさぬよう、職員個々のスキルアップと工夫でマンパワー不足に対応していますが、引き続き職員の募集に努め、短期入所利用者にも適切な支援が提供できるよう、職員の充足を図ります。
・誤薬や転倒、転落等の事故報告がある。利用者の重度化、多様化などが背景にあると思われる。限られた資源のなかではあるが、利用者の安全と生活の充実の観点で体制を整えられたい。	・誤薬防止については、服薬マニュアルを職員で周知し現状に即して修正するとともに、声出し確認・複数チェックの徹底を図るとともに、誤薬ゼロ宣言を施設で掲げ、毎日朝礼後に唱和することで意識づけにつなげました。また、転倒、転落事故については、起き上がりセンサーやセンサーマット等の福祉機器を利用し、事故防止に努めました。いずれも再発防止のため継続して実施していきます。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・1対1の余暇支援等、個を大切にした支援に努めている ・美濃病院等の関係機関との連携に努めている ・施設の維持管理は適正である ・施設の求められる役割について、施設と職員が一体となって進めること ・在宅障がい者のニーズに対応できる体制を充実すること ・地域共生社会の拠点の観点から、身障施設(入所施設)の在り方を考えること
設置目的の充足状況	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・CS調査等、利用者ニーズの把握に努めていること ・年間計画に沿った研修を行う等、人材の育成に努めていること ・利用者の高齢化・重度化が進んでいる反面、医療との連携や見取りの対応が求められること ・入院等による長期空床は経営に係ることではあるが、施設の目的、入所施設の在り方の検討が必要であること
公共性の確保の状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時緊急対応策の取り組みが充実していること ・利用者の思いに寄り添うことを理念として設けていること ・発生した事件・事故への対応策が長期的に奏功しているか検討すること ・理念はその通りであるが、転落・誤薬事故がみられる。安全が第1と考えるが、防止の為に根本的な見直しが必要であること。
経営状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な経費削減等、業務の効率化に努めていること ・退所者が増加していることから、今後の対応策を検討することが必要であること ・施設経営の安定は、本来施設処遇内容の質に関わる理念に基づき、利用者支援がなされ満足度が得られること、即ち「質」の評価が経営のバロメーターとなる。
派生的効果	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体との協定に基づく福祉避難所開設訓練を実施されたこと ・コロナ禍により実施が困難であったことが認められる

<評価基準>

5	定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 ・1対1の余暇支援等、個を大切にした支援に努めている ・CS調査等、利用者ニーズの把握に努めている。 ・災害時緊急対応策の取り組みが充実している。 ・日常的な経費削減等、業務の効率化に努めている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する